

会報

公認会計士三田会



二次試験合格首位は塾の名誉

塾長 石川忠雄

「私学の時代」といわれ始めて既に何年か、この言葉を象徴するように公認会計士三田会の存在は数ある慶應義塾の三田会のなかでも、極めて異色なものといってよく、今や特異な存在である。

公認会計士三田会の存在が、公認会計士という職業柄からも、ひとつの研鑽の場としての役割をも果たし、三田会に出席することが、楽しいということと共に、為になるという側面をも持つており、そのユニークさを指摘したいのである。

公認会計士三田会が大学卒業後における生涯研修の場としての役割と共に、更には次に続く後輩達の育成という点にも積極的に取組んでいることに、深い敬意を払うものである。

それらの現象を裏づけるものに、公認会計士の第二次試験合格者の出身大学別の調査表がある。

それは慶應義塾大学が昭和48年度から昭和63年度迄の過去16年間の内、その合格者数（会計士補実務補習所入所数を含む）に於て15年間首位の座を独占（50年以降14年間連続首位）し続けてきたことがその証明である。この事実が生易しい努力によって維持しうるものでないことも心得ているが、この好成績の背後には公認会計士三田会の物心両面での激励・助言・育成に負うことが多いことも、十分弁えているつもりで、塾長として深い

感謝を捧げるものである。

なかでも塾長としての立場で心強いのは、先輩塾員各位の活躍と団結が次に続く後輩達に、無言の励みを与えていたる事実である。そのことは公認会計士第二次試験の合格者にみる過去の数字のデーターが、なによりの証左なのである。

会社別塾員名簿を手にして驚くことは、法曹界に活躍する人々と並んで、公認会計士資格をもつ塾員数の圧倒的な増大であり、この25年の歳月の流れの中で、最も大きく変貌した社会の各層における塾員分布の一つではなかろうか。塾長としてこの変貌を慶應義塾のためにも極めて喜ばしい現象として受けとめている。

*

公認会計士試験での成績は、慶應義塾の実学の伝統が、外部からの評価にも十分堪えるものであることを裏付けるものといわねばならない。

あの明治という、大きな歴史の転換期に福沢先生が時代の先導者を世に送り出されたように、今日こそ、慶應義塾出身の公認会計士が、続々と育成されながら、今後愈々その真価を發揮され、斯界の発展に貢献されることを衷心より祈念して、併せて公認会計士三田会としての今後益々の発展と充実を切望するところである。

公認会計士三田会・会報（第13号）

— 1989年1月発行 —

一 目 次 一

1. 卷頭言 墓長 石川忠雄 1A
— 2次試験合格首位は塾の名誉 —
2. 売上税から消費税へ 衆議院議員 中川秀直 3A
— 通産政務次官当時の反省に立って —
3. 中小会社監査制度の動向展望 商学部教授 守永誠治 4B
— 商法改正案の再検討について —
4. 公認会計士制度・創設40周年 22年経済卒 中瀬宏通 7B
— 協会会长当時とその抱負談議 —
5. 大手監査法人とビッグエイト 25年経済卒 西谷誠一 9A
— 日本の・世界の・会計ファーム —
6. 学校法人監査・実務の問題点 39年経済卒 松原章隆 12A
— 学校法人会計基準改正点から —
7. 公認会計士の独立開業事情論 47年経済卒 長田信一 13B
— 会計業務と協会会務との両立 —
8. <社中交歓>
 - ① 太平洋文明時代の曙について 31年経済卒 吉岡文之助 15A
— ヴァヌアツ共和国開発取組み —
 - ② 地区会活動の活性化への提言 38年法学卒 高森啓至 16B
— 江東会会長の地区会長報告等 —
 - ③ 大法人監査と内部統制組織論 38年経済卒 乗田紘一 18A
— 証取監査の監査実務体験から —
 - ④ 最近海外事情・日米税務摩擦 44年経済卒 村田守弘 18B
— 海外にての監査実務体験から —
9. 公認会計士三田会有資格者の現況 22年経済卒 西野清 21A
— 士補合格14年連続首位の記録 —
10. 義塾の近況—昭和63年— 広報課長 田辺久夫 25A
11. <地域会特報>
 - ① 地域会・兵庫会副会長の体験 41年経済卒 井堂信純 26B
— 協会理事3期・会務近況報告 —
12. <参考資料> 別表『ビッグエイト資料』 28

売上税から消費税へ —通産政務次官当時の反省に立って—



衆議院議員 中川秀直

C I 間接税改革の趣旨——現行の我が国税制は昭和25年のシャープ勧告によってその基本が作られた。どんな制度でも年が経つにつれ経済社会の実情から徐々に乖離し或いは歪みが蓄積し抜本的改革が必要となる時期がくることは世の常である。現行の間接税にも次の如き問題点が指摘されている。

①物品税は特定の物だけに税のかかる制度で課税されるものとされないものの間、或いは課税されるものの相互間に、負担のアンバランスが目立つ。
②経済のソフト化・サービス化の進展、サービス消費の比重の向上にも拘らずこれに対する課税が殆んど行われずに個別消費税のみを採用しているのは、世界の主要国を見ても我が国だけであり、酒税等国際的にみても特異な税制と見られ誤解を招き貿易摩擦の原因ともなっている。

③個別間接税に依存し本格的な改革がなかった結果、税制全体に占める間接税が大きく低下しその反面労働者を中心とする所得税のウエイトが著しく増加し、納税者の重税感・不公平感が高まり、今後に於ける高令化の一層の進展を考えると、この問題は極めて深刻となる。

④現行個別消費税の直面する諸問題を根本的に解決し税制全体の負担の公平を高めると共に高令化国際化にも対応することが、今日我が国が解決すべき最大の課題である。所得税・住民税を思い切って減税する一方、物品税等を廃止するなど現行

間接税を抜本的に見直して消費にサービスに、広く薄く負担を求める消費税を新たに導入することが不可欠なのである。

II 売上税の反省——売上税が様々な議論や経緯を経て廃案になったことから、消費税の導入に当って最も留意すべき所は、我が国ではこの種の税になじみが薄く且納税事務を負う事業者と税を負担する消費者の双方が税の転嫁に不慣れということである。前回の売上税当時、通産政務次官として、各方面の意見を伺いながら、最大の問題は価格転嫁と事務手続の簡素化の2点との思いを強くした。今回はこうした点を踏まえ、納税事務者の事務の簡素化と円滑適正な価格転嫁の実現に出来る限りの配慮が行われた。

①税率に就ては売上税が5%とされたが、これではとても価格転嫁出来ないとの声から消費税ではこれらを踏まえ、この種の税では諸外国に例を見ない程の低い3%の水準が設定された。

②納税者の事務負担への配慮に就ては仕入に課せられた税額の控除に際し、税額票の要らない帳簿方式の採用と共に、納付税額を売上ののみから計算する簡易課税制度を認め、年間課税売上高5億円以下の事業者に巾広く適用する等々、売上税の教訓を踏まえた内容のものとした。

③免税点に就ては今回は年間課税売上高3000万円、それ以下の事業者の納税義務の免除、更に免税事業者とのバランスの考慮から、当年度の課税売上高が6000万円未満事業者の納付税額の一部免除がある限界控除制度の採用等々が認められている。

④非課税取引は金融・資本取引等の外、医療・福祉・教育の一部とし、売上税の時に比べ、非常に限定されたため納税事務も極めて簡単になった。

III 円滑・適正な価格転嫁のために——事務負担の問題と並んで消費税のもう一つの心配は果たして転嫁がうまく出来るか、或いは転嫁にかこつけて便乗値上が起らないかという点であり、これが円滑適正に行われるよう種々と工夫が施された。最終的な負担は消費者が負う税であるため、その仕組みについての消費者・事業者への説明と、転嫁に就ての幅広い理解に努力してゆきたい。法律

面では税制改革法の中で、円滑適正な転嫁の必要性と、事業者・国の努力義務が明記され、消費税附則に独占禁止法関係の2つの特別措置が講ぜられているところである。

①消費税の転嫁方法の決定が中小企業等に認められ、消費税の導入に当って税額分の販売価格への上乗せを業界団体・商店街等で話し合い決定することが可能となる。この決定は市場に於ける価格形成能力の弱い中小企業に特に配慮する観点から認められこれに参加する事業者の3分の2以上が中小企業者であることが条件となっている。

②消費税導入後の価格表示の方法としては税抜き価格と税額の併記或いは税込価格○○円の表示等色々な表示方法が考えられ、地域毎に事業者が統一的価格表示を行うことが可能となる。

③中小企業が不利な取扱を受けないための配慮として、大企業が中小企業から仕入の場合、消費税の上乗せを一方的に断ると云った不当な買叩きの防止のため、独占禁止法・下請法等の運用を強化し、違反行為防止の措置をとることとされた。

④今回の措置はあく迄も税額分を販売価格に上乗せするためのもので、便乗値上に繋がるよう行為に就てはこれを厳しく監督指導する予定である。

IV よりよき税制改革を目指して—

戦後40年の経済社会の変化に対応した公平な税制を構築するためには直接税に傾より過ぎた現行の税制を改め間接税のウエイトを増やすことにより所得・消費・資産の間のバランスのとれた税制とする必要がある。物品税には負担のアンバランスがある等様々な問題があるので、21世紀を展望した新しい税制を考える上では、消費に広く薄く負担を求める消費税は避けて通れない税なのである。

以上、納税事務の簡素化・税率・非課税取引・適正転嫁等々、消費税は売上税の際の議論を踏まえ、反省すべき点は反省し出来るだけ国民に受けられ易いよう工夫された。日本の将来の為にも消費税を含む今回の税制改革案に、経営・会計・税務のエキスパートたる公認会計士三田会の先生方のご理解・ご支援をお願いしたいと思っている。

中小会社監査制度の動向展望

— 商法改正案の再検討について —



商学部教授 守 永 誠 治

I はじめに

1899年（明治32年）に制定された現行の商法は、会計処理・資産評価等に関して規定がなされていたものであるが、制定の年から丁度50年を経過した1949年（昭和24年）に、企業会計原則が制定されて、大きな改正が迫られていたものであった。

しかし、その後の一連の改正は、大会社を中心進められて今日に至ったものであるが、改正に際して積み残されていた中小会社に関する規定が、今日大きな問題として提起されている。

今年（1989年）は、明治商法制定から丁度90年であり、企業会計原則制定から丁度40年に当るのであり、この年に商法が大きく改正されようとしているのである。

この中小会社の「監査制度」の改正に当っては、我が国の特別な中小会社システムがあり歴史の流れを見据えて将来を展望して考察すべきであろう。

しかしこの度の商法改正の動きを、会計監査論の学問的立場から検討するならば、法務省法制審議会商法部会を中心として十分な内容検討が行われているとは言えない面が見参されるのである。

会計監査のような社会の信頼を問う制度については、慎重に行わなければならない。

拙速のあまり、監査役制度の二の舞をしてはならないのである。

この度の中小会社監査における問題点は、まず第一に、人的基準はこれで良いのかということである。

日本税理士連合会によれば、全税理士が会計調査人であると主張し、これは不退転の決意とされているようであるが、この度の商法改正にあって監査の主体については資格を欠いている面があり、既に監査の前提条件は、崩壊しているのである。

第二に問題となることは、欧米の監査制度の歴史的研究が、不充分であることである。

日本公認会計士協会による海外会計士事情調査団報告書に詳細に示されているように、伝統あるイギリスの監査制度にあってすら、中小会社の監査は批判的であり、西ドイツにおいても、同様の面が示されているのである。

第三の問題は、監査における重要な手段であり、実施可能にして合理的である限り、省略してはならない売掛金の確認と棚卸資産の実地棚卸の立会について、これ等を省略することが可能なばかりか、原則として、これ等手続を省略していることである。

以下順を追って検討を加えて見よう。

II 人的基準はこれでよいか

わが国監査基準によれば、「監査は何人にも容易に行いうる簡単なものではなく、相当の専門的能力と実務上の経験とを備えた監査人にして初めて、有効適切にこれを行うことが可能である。」と示されているごとく、会計監査の第一条件は、人的基準である。

職業監査人の資格はいうまでもなく、公認会計士の資格を持つ独立会計士たる監査人のことであって、それ以外のことではない。

先に述べたように日本税理士連合会の商法対策特別委員会の第二次中間答申に示されている「税理士の調査人となる資格を限定すべきではない」という不退転の決意はそれなりの根拠に基づくも

のであろうと考えられるが、少なくとも人的基準を考慮するときには、決定的問題を内包しているのである。

このことに関しては税理士の中から問題が提起されている。

たとえば、改正試案は対象会社の範囲の項で、『会計監査人による監査を受けなければならない会社の範囲を拡大することについては、会計調査人による調査等との関連でなお検討する。』ともいっている。なお、検討した結果が、示唆という形で会計監査人による監査の範囲の具体的な拡大について言及されている。

こうした具体的に厳しい現実を考えると、会計調査人となる税理士の資格も、例えば試験による、ということが浮上してくる可能性を予測しておくべきであろう。このことに関して、「私（名古屋税理士会大塚三郎氏）が過去に法制審議会商法部会へ参考人として出席したとき、某委員から税理士の中で、貸借対照表・損益計算書の見方がわからない人がいるという発言があり、身を震わせた覚えがある。」と述べられているのである。

今日、税理士は年間約2,500人が増加している。税務の面から言えば、この2,500人の増加はそれなりの意味のある制度であろうが会計調査人という疑似監査の上から見れば、監査における人格基準は崩れているものと言えるであろうし、弁護士は税理士有資格者であるが、有能な弁護士必ずしも会計に精通しているとは言えないであろう。

職業監査人が、専門的学識と豊富な実務経験を備えたものでなければならないことは言うまでもないことである。

ここで専門的学識は広義の会計学ばかりではなく、経済学、経営学、商法、税法等監査業務を実施する上で、必要不可欠な学識領域である。

しかし職業監査人となるためには、上述の専門的学識を監査の実践において応用できなければな

らないのであり、このためには監査実務の経験が要求される。

これら専門的学識および実務経験の最少限度の要求が、公認会計士第三次試験の合格水準である。

従って「公認会計士」の称号は職業監査人の資格の、不可欠の前提条件なのである。

III 「監査」と「調査」

今日「監査」という専門語句は、社会に相當に浸透していると思われる。

地方公共団体の内部監査の機関として監査委員があり、株式会社・有限会社の監査役があり、それ等が日時の経過と共に、変化して来ているのも事実であろう。

しかし、この監査という専門語句は、わが国においては形骸化され易いという性質をもっている。

何となれば監査という行為は真実を追求するものであるから、『臭い物には蓋を』するという日本的封建社会の流れの中では監査が逆作用をして、寧ろ真実の隠蔽の手段となる危険が、存在するのである。

筆者は「監査役が監査をしたのだから正しい」また「監事という監査専門家が監査したのだから…」という言葉を聞くたびに、わが国の監査制度の問題点を感じるのである。

ロッキード事件をはじめ、わが国の最近の世情を見るにつけて、醜悪な事実を他人に知られないように一時的に手盾をすることの多い社会の体質があり、この問題の解決のためには監査制度の充実と発展が求められるのであるが、それは一朝にしてなるものではなく、それには何よりも先に述べた人的基準が、前提条件であることは言うまでもないことである。

このときに「限定監査」という専門語句を作成したり、学問的専門語句として使用してはならないものを発表する方が見られることは、わが国監査制度の健全な発展を阻害するものと言えるであろう。

監査における限定とは、限定意見報告書 (Qualified Opinion) 等の特別な専門語句なのである。

残念ながら、今日、論じられている限定監査なるものは、監査論の立場では範囲区分の限定であるから“意見差控”以外の何ものではない事を理解すべきものである。(Scope Section)

IV 監査制度の動向

日本の監査の歴史に照らして、監査制度の確定は急いではならない。

むしろ時間をかけ、啓蒙に啓蒙を重ねて、少しづつ、前進させるべき性質のものである。

法制審議会商法部会の“調査制度”はその点から見て、監査の前進ではなく、監査の形骸化をもたらすばかりでなく、社会的信頼を得られないであろう。

それは、監査の前提条件にとって、最も大切な人的基準において欠けるものであり、また、監査手続において、売掛金の確認と実施棚御の立会を省略する結果を招くからである。

その結果は国際社会の信頼を失うのみならず、アジア諸国に対して、好ましからざる前例を与えることになるであろう。

商法という国家の基本的法規の改正に当っては、法務当局の中小会社に対する社会政策という要請で、制度化すべきものではないのである。

むしろ、国民の多数のコンセンサスが求められるものである。

この点について、日本経済新聞の報ずるところによれば、自由民主党法務部会の「商法に関する小委員会」(太田誠一委員長)は、昭和63年10月27日党本部で会合を開き、法制審議会商法部会が審議している商法改正案について、大蔵省、通産省の意見を聴取した。

中小企業庁は、株式会社二千万円・有限会社五百万円とする最低資本金制度、計算書類の公開等、すべてに反対の意見を述べた。

大蔵省は、公認会計士のほか税理士などの参入

を認める会計調査人制度について、①“いろいろ問題がある”と導入に消極的な証券局と、②“導入に賛成し税理士すべてに参入を認めてほしい”とする国税庁との間で、見解のずれがみられたということであり、日本公認会計士協会が反対であるばかりでなく、行政の立場においても、コンセンサスそのものが、得られていないのである。

監査という社会的制度は、単に法律によって一挙に強制されるべきものではなく、寧ろ段階的に、日時をかけて公認会計士の増加をはかり、拡張して行くべきものである。

このためには、調査制度の導入以外の別的方式をとるべきものであり、それまでは、公認会計士の監査を受けない株式会社や有限会社に対しては、未公開株式会社・未公開有限会社あるいは非公開株式会社・非公開有限会社という別の名称を付し、本来の株式会社、有限会社を区別した上で、任意の監査制度を導入することが望ましく、どこ迄も、監査は公認会計士が行うものであり、税理士業務は、その職責が似ていて、非なるものである。

もし税理士が監査をしようと思うならば、堂々と、公認会計士2次および3次試験に合格して行うべきものである。

それは丁度病院において、国家試験に合格した検査技師が何年検査を行っても医師ではないのと同じく、検査技師が医師になるには、堂々と医師国家試験に合格して医者となるべきものと相通するのである。

このことは、見識の問題であって、単なる政策遂行のために、反対者を誹謗して強行すべきものではないのである。

この点、税理士界にあっては、日本税理士連合会の商法対策特別委員会において、会計調査人導入の賛否等についての委員の数は、賛成16、消極的賛成3、反対5であるという報告がなされているが、このことは調査人制度導入の強行採決を採らなかったものであり、評価されるべきものであろう。

公認会計士制度・創設40周年 — 協会会長当時とその抱負談議 —



昭22経済卒 中瀬宏通

本年は、昭和23年に公認会計士法が制定されてから40周年に当るが、私が公認会計士登録をしたのが昭和26年であり、相当期間、協会の役職に名を連ねていたので、業界の変遷・発展の殆どを膚で感じてきている。

当時、慶應義塾大学を卒業して公認会計士になろうと心ざしたもののはほんの僅かで、中央大学・明治大学の出身者が、圧倒的に多かった。

そして今日の如く、毎年、塾出身者が土補合格者の首位を示めるとは、予想もできなかつた。

私事に涉って恐縮であるが、昭和40年頃、週刊時代が、これから発展が予想される職業の特集をくみ、それに公認会計士が選ばれ、私の仕事・生活の一端が紹介された。

これが、今日の塾出身の公認会計士志望者の増大を招いたなどとは思わないが、少しは、塾生の関心を惹いたのではないかと自負している。

その当時はまだ監査法人制度はなく個人事業者であったが、当時の業務収入は14百万円であった。

然し、記者には業務収入と個人の所得の区別がはっきり分らなかつたらしく、見出しに大きく年収14百万円と書かれ、度肝を抜かれた。

早速に大蔵省公認会計士係から「国税局から照会があつたが、そんなに収入があるの」と聞いてこられたのに二度ビックリし、何か粉飾をしたような気がし、早速雑誌書に抗議したが後の祭。

今でこそビックリするほどの金額ではないが、当時では相当な金額であり、この誇大広告にも似た記事で、わが業界につられて入ってこられた人達に対しては申し訳ないことであったと思っている。

証券取引法監査が始まった当初はなかなか監査のクライアントを獲得することがむづかしく、殆どの公認会計士が、税務も兼業していたなかで、私は亡父勝太郎が戦前からの計理士であったことから、当初から、いくつかの被監査会社を持つ幸運にめぐまれ、監査を専業とする公認会計士として、事務所経営ができた。

そして先輩達にも恵まれ、アッと言う間に監査を専門とする公認会計士として、監査委員会の中心的な存在となり、協会の理事、副会長を相次いで歴任し、昭和54年には塾出身者としては初めての日本公認会計士協会の会長に就任したのである。

この間、多くの監査委員会報告の作成、監査基準、準則の改正、その他監査に関連する諸規則等の制定に関係してきたが、その殆どが、30才後半から40才後半にかけての10年間であった。

今から考えてみると、若輩浅学の身でよくも、と思うことが切であるが、最近の人達は何か頭角をあらわすのが、遅いような気がしてならない。

それは個人事務所時代と異なり、監査法人制度が導入され、しかもそれが年々大型化して、監査業務の部分、部分を専担され、なかなか全般的に業務を精通できなくなつたためとも思われるが、金融業界やソフト業界で、若い人達の頭脳的活躍が目立っている時代に、保守的な業界とはいえ、一寸さびしい気がする。

私の協会での役員歴は非常に短かい。即ち常務理事が4年で、後の理事、副会長、会長は夫々2年、合計で10年しかない。それは多くの公認会計士が自分の業界のため勤めるべきである、という考え方とともに、自分本来の業務を犠牲にしてまで勤める必要はない、という考えにもとづいている。

われわれは業界があるために適切な業務が展開できるのであるから、その恩返しのため無給で業界のために働くべきであるが、それだからといって長期間にわたってまでする必要はない。

また、他に奉仕をしようとする人がいるのに、それを押しのけてまでする必要はない。

しかし、一度協会の仕事になんらかの形で関与すれば、業界の歴史、動向が分るし、将来の展望もひらかれると思うので、若い人達には積極的に協会の活動に関与するよう勧めたい。

私の会長時代は、税理士法改正と、商法改正が国会で審議されたため、専ら国会活動に中心が置かれたが、その中でも最も大きな問題は、税理士会との調整であった。

現在、検討が行われている商法改正問題においても、もしそれが法案として日の目を見るような場合には、再び問題になることは、明らかである。

それらを考え、また、諸外国のわれわれ業界の制度をみると、いつかは、両業界の基本的調整をしなければならないと思っている。

つぎに、監査法人制度も、すでに創設されてから20余年がたち、近年の多面的かつ国際的な業様の拡大に適合しない規定が多々みられ、また、多くの優秀な人材の確保の見地からも公認会計士法自体の見直しが必要な時期にきていると思われる。

そして公認会計士個々人も税務、監査の兼業から脱却し、さらに、専門的に細分化された自己独自の境域をつくりあげ、眞の職業的専門家としての地位を確立し、それら専門家が多数集結して可能な限りの広い範囲のサービスを組織的に展開して行くべきであろう。このことが業界の社会的信用を更に高め、業様の拡大につながると確信している。

公認会計士の業務は、将来ますます多角化し、職業的な知能集団として発展していくに違いない。

注・筆者は中央新和監査法人専務社員

大手監査法人とビックエイト —日本の会計ファーム・世界の会計ファーム—



昭25経済卒 西谷誠一

I わが業界に関する記事

週刊ダイヤモンドの昭和63年11月5日号に、「公認会計士集団・監査法人に合併の大波」という題でわれわれの業界についての記事が載っていました。12ページ目より2ページにわたった記事ですから、雑誌の片隅みの読物という以上に、力の入ったものと見てよいでしょう。

この記事の内容について改めて紹介することはないと存じますが、私にとって興味があったのは、次の2つの事項でした。

(1) 「日本大手と云えども、アメリカの8大会計事務所には及ばない。」

「世界最大の公認会計事務所の一つ・ピート・マーウィックの総収入（1987年）は33億6900万ドル（1ドル=130円換算で約4,380億円）となっている。」

(2) 「日本の監査法人は会計報告書を大蔵省に提出することが義務づけられているが、その資料は非公開となっている。」

「取引先や決算数字についても明らかにしないが、大手監査法人の年間収入は80億前後と推定される。」というところでした。

上記の(1)について申し上げますと、ピート・マーウィックの87年の米国における収入は、14億5800万ドルで、米国・日本等を含めたインターナショナルの総収入は33億6900万ドルである。と書くべきところ、米国と、米国を含めたинтер-

ナショナルを混同するという大きな数字上の誤りを犯してしまったこと、然し、(2)にあるように、このようなハイステータスの経済誌すら誤りが通ってしまう程、日本のCPAの業界を外部者が理解するのは難しく、その原因は「資料の非公開」性にある。

従って業界が過度とも思える非公開性を続けて行くと業界の紹介記事は限りない誤謬の連続になるというのがこの記事を見ての卒直な感想でした。

II 合併の大波 — 業界への影響

— これからの業界の行方 —

上記のダイヤモンド誌が指摘するまでもなく、この4年間の日本の監査法人の業界は、合併に次ぐ合併という状況で、大きな合併の波が繰り返しだち寄せる觀を呈していました。

この合併の動きは、民営化企業獲得のための戦術と見られた面もありましたが、これは、一つの契機であっただけで、その基底には、企業の国際化・情報化に対応する会計ファームの適応形態が合併であったと私は考えています。

事実この合併の過程で、日本のビックXといわれるいくつかの監査法人は、共通した次の4つの経営体质へと移行していったのです。

(1) 國際提携の深化 — ビッグエイトインターナショナルの正式メンバー・ファームとしてその経営に参画するよう契約を整備した。

(2) 業務の多角化 — いわゆる2項業務を定款に入れ、MAS/MC業務、公開業務、システム監査等の展開を開始した。

(3) 社内制度の整備 — 社員の定年を制度化し、経営責任者の若返りを計った。

(4) 設備、人員への積極投資 — 事務所の設備、コンピューター投資を行い、定期的に入員の採用及び人材育成策を競いっている。

この合併の波、つまり監査法人朝日新和会計社に始まり、太田昭和、センチュリー各監査法人と続いた波も、昨年の中央新光監査法人の成立、更には西方会計士事務所と札幌第一会計のサンワ・等松青木監査法人への合併により、一応の終止符が打たれたようで、この後は合併があったとして

もビック X が、各々の国内サービスネットワークの整備補強のためにするものであって、合併が業界に与える影響は少なく、その意味で「波」はひいてしまったと考えてよいでしょう。

そして少数寡占化された大手監査法人 X の間で公正な競争が展開されると予想すると、この競争状態は、日本のすべての産業が世界の競争場裡で展開し勝利を収めて来た歴史と等しく、まさに日本のこの業界の新しい船出として捉えても良いのではないかと思います。

III 日本の大手監査法人の国際的地位

次に日本の会計ファームの国際的地位は?という問い合わせてみましょう。先に掲げた週刊ダイヤモンドは、「連結ベースで計算をすれば日本の大手監査法人のなかには、世界ランキング20位に入るところがあると関係者は推測をする。」と書いております。日本の場合は、監査法人が税務業務を行うことができず、せいぜい、著名な税理士を若干名、顧問としているにとどまる現状で、税務を含めた連結を仮定すること自体、不自然です。

むしろ、US と UK の上位会計ファームから税務収入を控除した収入額と比較した方が、有意性が高いと思います。

日本の他の法人の収入は、推測の域を出ません。

そこで、私が所属するサンワ・等松青木監査法人と、先般これと合併した西方・札幌の2法人、つまり、現存するサンワ・等松青木監査法人の 62/4 - 63/3 の収入額 108 億 4 千萬円(単体)が、世界のどの程度に、あてはまるのかを、見てみましょう。

Kenneth・Leventhal という事務所がありますが、全米では 13 位で、例の「ザ・ビッグエイト」の続編である「アカウンティングウォーズ」に載っていた事務所ですが、昨年 9 月 30 日迄の 1 年の収入は、次のとおりです。

① 収入総数	ドル	@	136 億 8 千萬円
② 税務以外 の 収 入	%	@	108 億 4 千萬円

109 百萬 125.85

109 × 79 125.85

また UK では Binder Hamlyn という全英 10 位の事務所が、昨年税務を含んだ総収入が、円に換算して 139 億 5 千萬円です。

これらを見ると全米では 13 位前後、全英では 10 位前後になり、ドイツ・オランダ・カナダにはいくつかこれより大規模の事務所もありますので、世界的には 30 位前後と考えてよいでしょう。

ただし、US と UK では上位 8 社が全部同一ネームのビッグエイトですから、これを一つと考えれば、ダイヤモンドのいう 20 位前後といえます。

IV 業界を見る正しいメジャーを明瞭に

最後に日本では、証取監査数とかパートナー(社員)の数、従業員の数などで、序列を云々している例がありますが、これらは、附隨的指標に過ぎません。その収入金額によって、はっきり「業界 X 位」とするのが、国際的な常識となっています。

なぜならば私たちの業界程、提供サービスの対価としての収入金額がしばり付加価値であり、経営成果である業種は少ないからです。いわゆるチャーチブルアワーと収入とが明瞭に比例関係にあり、逆にパートナー(社員)公認会計士の数などは、収入との関連で、収入の割に多い、少ないつまり生産性の高低の判断資料であって、それ自体では、基本指標と云えないものなのです。

初めに戻りますが我が業界の閉鎖性が続く限り、前述の週刊ダイヤモンドのような推測記事が業界記事となり、結果として私達の業界の姿が正しく伝えられないことになります。

この会報が、これから私達の業界に参入しようとする三田の諸君にも配布されると聞き、せめて直近の業界事情につき、前述した程度の基礎知識はと思って、筆をとった次第です。

補充 • Big 8について

— • 公表された経営指標を中心として —

以上を原稿で送ったところ、編集責任者である西野さんから、Big 8 についてと、Big 8 を中心にした会計ファームの経営指標について、もっと資料に基づいた解説をするようにとの追加の依頼を受けました。「Public Accounting Report'88,

3, 15号により解説をいたしますが, 追加ですので走り書きになることをお許し下さい。

- USBig 8 と世界 Big 8

まず Big 8 という時それが US であるか世界組織（ワールドワイドとかインターナショナルといいます）であるかを, はっきりとする必要があります。US Big 8 はそれぞれ 1900 年前後に US で創業され遂に年々発展して来たものが、第二次大戦後米国経済の世界経済における圧倒的リーダーシップ発揮の時代を迎え、米国企業がコングロマリット化、多国籍企業化するに伴いそのサポート的役割上同じく世界企業化して行きました。

最初は、USBig 8 の世界各地における Branch としての活動形態を探っていましたが、進出各国における会計主流業務が Branch 形態では行き難い（例えば日本の証取監査）ことなどの反省から 1975 年頃から、各 USBig 8 とも米国以外の国（スイスが多い）に法律上の本社を持つ別組織を作りました。これが世界 Big 8 とか、Big 8 インターナショナルといわれているものです。この別組織ができる結果、USBig 8 は、世界組織の中で最中心メンバーであることは変わりませんが、構成メンバーの一員となつたのです。別表の中の [参考1] の「インターナショナル収入」は、世界組織の収入であって最左欄にある US の収入は 50 % 内外であることが判ります。このような事項は、日本の監査法人で経営に当つたり、また、国際業務に従事している人には自明の理になっているのですが、2 年前にヨーロッパを基盤にしていた世界組織 KMG が PMM と合併をして世界組織名を KPMG とし、US 名の PMM と異なるものにしたのを除いて、他は世界組織名と US 名が一緒であるため一般の人識別するのが難しく、初めに書いたダイヤモンド誌のような混同をするわけです。

[参考2] に記載した日本の四つの監査法人は、それぞれ米国の Big 8 といわゆる「提携」をしていると考えると誤りで、それぞれ Big 8 世界組織に US のファームと同じくメンバーファームとして加盟し、それぞれの世界組織で中心的役割を果しているのです。

- 会計ファームの経営指標

P.28 記載の別表は、米国における Big 8 の昨年の経営実績指標です。ご覧いただいた後の各ファームに対する評価は読者の皆様にしていただくとして、私は論評を差し控えます。

指標を簡単に説明しましょう。

(収入) 総合的指標です。インターナショナルの数値は、決算期などの異なる各国を集計していますので厳密性を欠くと思いますが、米国の収入は精度が高いものです。私の手許には、米国だけではなく、英国、カナダ、オーストラリア、ドイツ、オランダ、スイス、フランスの各上位 20 社などのものがありますが、皮肉なことに日本の資料は自分のファーム以外ありません。

経済、会計先進国の会計ファームで収入をディスクローズしていないのは、日本だけであることが判ります。

(パートナー数) パートナーの数よりも、パートナー 1 人当たりの収入（パートナー 1 人当たり付加価値）を見るようです。

(パートナー・スタッフ比率) パートナー 1 人当たり付加価値は、パートナーがコントロールするスタッフの多寡に比例します。ファームの生産性の指標です。

(収入構成) 一種のセグメント情報でしょう。各ファームの戦略、性格などが伝えられます。また、前年と比較して、収入増減の原因がどこにあるかなどが判ります。この PAR 誌によると 87 年の米国においては、税務業務が増加したとして“TAX comeback” という表現を使っています。

• 会計ファームは、ドイツほか一部の国が物的会社になっていますが、殆んどが会社法の制約を受けず、従つてディスクロージャーの義務を負っていません。それでも、こゝに書いたほどの公開をしています。会計ファームが一国の中で、また、国際社会の中でその役割が増大するとき、業界パブリティの一環として自主的にディスクローズするようになったようです。日本の業界も、この流れに逆うことは賢明であるとは言えないでしょう。

注・筆者はサンワ等松青木監査法人専務代表社員

●下記改正基準は昭和63年4月1日より施行●

- ① 学校法人会計基準の一部を改正する省令
—文部省令第25号—
- ② 学校法人会計基準の一部改正について
文高法第232号・文部大臣所轄学校
法人理事長宛、同各都道府県知事宛
- ③ 恒常に保持すべき資金の額について
—文高法第224号・文部大臣裁定—

庫補助金とこれに伴なう会計監査のゆえではあるが、かつて振り返ると、何故ここまでという感がしないわけではない。

このことは、殊に基本金について思いを深くするわけで、このたび通知された「学校法人会計基準」の一部改正においての基本金を中心とした会計処理の厳格化は長年、学校法人の監査に携わってきた私どもに反省をうながすとともに、省令のもとである「報告—学校法人会計基準」はじめに想定された基本金創設の精神が、このような決着を迎えることなく、時の流れをみる思いがしないではない。

III 学校法人会計基準の改正について

今回の基本金の改正の目玉は、いわゆる第2号基本金、つまり基本金への事前組入れの、ある意味での制度化であるといえよう。

今までの「学校法人会計基準」は次のようなジレンマを抱えていた。

つまり、新規の施設投資計画を何も持たずに、何事もなく運営されている時期における学校法人については、消費収支の改善がみられ、反対に、積極的に拡充計画を持ち投資を始めると、その瞬間に、消費収支の極端な悪化が始まるということである。

IV 消費収支差額への理解について

私どもは、このような一見奇妙ともみえる現象に対して、一「学校法人会計基準」の消費収支差額は、短期的にみるものではありません。これは長期的にみて解釈する必要があります—という説明しか出来なかった。

もちろん、このような理解の仕方は、「学校法人会計基準」が、どのように改正されようとも同様で、消費収支の差額のことを俗に赤字・黒字と呼んで、企業会計のそれ、つまり、利益・損失と同じような意味合いにとられることを、厳に注意しなければならないと同等に、十分に理解されなければならないことと、私は思っている。

学校法人監査・実務の問題点

—学校法人会計基準改正点から—

昭39経済卒 松 原 章 隆

I はじめに

学校法人の監査について、新たに事務所に迎え入れた会計士補を、指導教育しようとするとき、とまどいを強く感じるのは、私のみではないであろう。

それは監査の基盤となっている「学校法人会計基準」に起因することが多いと思われる。この「学校法人会計基準」なるものは新人会計士補にとって、従来勉学を重ねてきた「企業会計基準」とは異質なものであり、「学校法人会計基準」のよってたつ精神にまで、理解をいたらしめるには、多少の時間を要すると認められるためでもある。

II 学校法人会計基準・報告について

現行の文部省令たる「学校法人会計基準」に先立つ、「報告—学校法人会計基準（学校法人財務基準調査研究会）」の存在がやや忘れられかけようとしている今日、この「学校法人会計基準」をとりまく「学校法人委員会報告」や、「文部省局長通知」は、膨大なものとなり、日本公認会計士協会編の「学校法人会計要覧」という分厚いテキストなしでは、「学校法人の監査」は、できないという状況下にあると言えよう。

このように「報告—学校法人会計基準」が今日のように精緻化されてきたのは、私学に対する国

V 第2号基本金について

第2号基本金は、この投資活動に伴なう基本金組入額（結果としての消費収支差額）の調整のために、クローズアップされたもので、かつてこの点の解釈のルーズさを利用して、消費収支差額に操作を加えようとした試みに歯止めがかかったといえよう。

もっとも、消費収支差額を長期的にみるという観点からは、あまり意味を持たない操作ともいえたが、会計年度という区切りがあり、往々にして単年度志向で財政状態が判断されてしまいがちの今日、このような措置がどうしても必要となつたのであろう。

VI 計画表「付表」の作成義務について

第2号基本金の組入れに当っては、組入計画の明細が必要とされ、付表として計画表の作成が義務付けられている。

このような学校当局への締め付けは、反面において、監査上、この計画の実行可能性をも判断しなければならないという義務を、監査人に負わせる結果になると思われる。

VII 監査実務上の問題点について

学校法人の監査の特徴の一つに予算のチェックということが挙げられるが、この予算案の検証よりも第2号基本金にかかる計画の妥当性の監査の方が、実務上難しいと思えるので、私どもは、ここで、新たな問題を監査上かかえこんでしまったともいえよう。

もっとも、この監査要点も、「学校法人会計基準」が改正されたから、急に実施しなければならないことになったという訳ではなく、今までの監査手続の再検討という視点で、捉えなければならないというのが、正しい見方であろう。

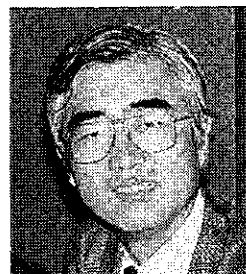
VIII 最後に

今回の改正を機会に、学校法人会計基準への理解を更に深めて研鑽を重ねることをお勧めしたい。

注・筆者は中央新光監査法人代表社員

公認会計士の独立開業事情論

—会計業務と協会会務との両立—



昭47経済卒 長田信一

8年前でしたか、事務所に舞い込んだ1枚の葉書—ゴルフコンペへの誘い—が日本公認会計士協会関係の会合に顔を出すきっかけとなりました。

当時、日本公認会計士協会東京会の地区会である渋谷会で、定例会への出席メンバーの拡大策として、ゴルフコンペが企画され、幹事諸氏の思惑通りに新顔が一人増えたと言う次第です。

以来、渋谷会幹部の先生方の暖い空気の中で、地区会活動の手伝いをするようになりました。

また、渋谷会の推薦で東京会幹事に出、現在、事業部常任幹事として、主に会員研修会の企画・司会を担当しております。いわば成行きで会務に関係するようになった訳ですが、協会の諸行事を通じ、様々なタイプの公認会計士と知り合いになり、大変有意義であったと思っております。

ここで私自身の業務の現状を簡単に説明したい。

先ず、監査業務については、城東監査法人にて、数社の法定監査に専与社員として従事しております。月間の実働6日位と言うところでしょうか。

税務業務については、公認会計士登録と同時に事務所を開設し、渋谷区神宮前にて、6名のスタッフと3名の在宅勤務者、私も含めて、総勢10名でやっております。

本誌は新入生への公認会計士業界のガイダンス

をも兼ねるとお話しでしたので、監査業務の事はさておき、主として、税務業務について、それも最近の業界の傾向を中心に触れてみたい。

何時の時代にあっても、会計人の独立開業は難しいと言う声があります。会計人の増加速度等困難な理由を挙げ始めたら枚挙に暇がありません。事実、監査法人への勤務をパートに切り替えては見たものの、思うように新規の仕事が増えないと悩んでいる方も見聞きするところです。

しかし、最近の業界の傾向を見ますに、私は、ここ数年来、業務拡大については、最適の時期が到来しているのではないかと認識しております。

好況が続いている中、企業活動が活発化しているという事もさることながら、地価の高値安定に伴い、相続税対策・事業承継対策の必要性が増大したため、これらに関する税務情報・ノウハウへのニーズが急速に嵩って来ているからです。

これらに加えて、海外不動産投資等に関する諸情報にも、目を放せないところです。

この業務拡大気運を最も端的に表わしているのが、30才代半ばから40才代にかけてのいわば若手会計人によるところの会計事務所の急成長です。

その比較的早い時期に、事業承継対策等に着目した講演と更に良く準備されたマニュアルをツールとして活発な事業活動を展開しているこれらの会計事務所の姿には、目を見張るものがあります。

気のせいいか、塾出身の公認会計士の方の比率が大変高いように感じられます。

財産管理についての関心の深さと、近代的な経営感覚が良くマッチしている為でしょうか。

大原簿記学校やTAC等で、例年実施される公認会計士志望者等への就職説明会の例を見るまでもなく、これらの会計事務所における業務拡大のキーポイントは、如何に優秀な人材を集められるかに、かかって来ているのではないか、と推察されます。

ここで、更にもう少し身近かな実例を披露して

参考に供したいと思う。

4年位前でしたか、それまで上場会社の経理部に勤務していた友人の公認会計士が尋ねて参りました。

彼は会社を辞めて、新たに会計事務所を開きたいという訳です。

私自身の怠惰なる経営路線への反省の意味も含めて、私は次の4点をアドバイスしました。

- ① 何か1冊実務書をものにする。
- ② 僅かの期間で良いから税務会計事務所と外国系の監査法人双方へ見習い勤務をする。
- ③ なるべく多くの金融機関支店長と面識を得る。
- ④ 小さくても良いから自宅以外のそれもあるべく都心に事務所を持つ。

半年程して、先ずハードカバー500頁に及ぶ会計実務の本が届きました。失業保険を受給しながら、毎日朝7時から夜11時迄机に向い一気に書き上げたとのことでした。

それから約1年半、税務会計事務所・外国系監査法人へのパート勤務等それぞれの見習いを短期間で仕上げ、都心に小さな事務所を開設した旨の挨拶状が届きました。早速訪問してみましたが、既に事務所及び自宅周辺のすべての金融機関支店長に面識を得、63年に至り事務所スペースの借り増しを行い益々順調であるとのことでした。

最後になりましたが、写真の白髪頭と、卒業年次について、補足したいと思う。

私の場合、公認会計士2次試験までは地方での独学で推移し、補習所へ入るのと同時に経済学部（通信課程）へ入学致しました。3次試験の準備と、レポートの提出と、1週毎にインターバルで行った事が懐かしく思い出されます。従って卒業は公認会計士登録後の33才と言う事になりました。

現在49才、若手の方の目ざましい活躍を耳にしつつ日常雑務に追われている昨今です。

今回、会報への執筆の機会を戴き、些かなりとも参考になればと、筆をとった次第です。

太平洋文明時代の曙 —ヴァヌアツ共和国開発取組み—

昭31経済卒 吉岡 文之助

私は早稲田の大隈重信候の生家の庭先の公園で少年時代を遊び、真逆慶応にと、今でも不思議に思うことがある。私の略歴は概ね次の如くである。



昭和8年12月15日生、27年佐賀高校より慶應大へ昭和31年経済卒、佐賀市で家業の製パン業につく昭33年 再び上京、2次試験合格フジテレビ入社昭36年 3次試験合格、昭和37年妻をめとる、昭38年 ニューヨーク世界博覧会へ2年間出向、昭41年 フジテレビ退社、公認会計士事務所開設

— 主に外資系のクライアントで、時には経営再建の為その経営にあたる —

昭47年 経営コンサルティングニューエージ設立
昭52年 監査法人セントラル創設・代表社員就任
昭56年 (株)ザ・フォーラム、取締役社長就任
昭62年 南太平洋・ヴァヌアツ共和国に会社設立
日本ヴァヌアツ友好協会設立、会長就任
リンパック環太平洋開発(株)設立
ヴァヌアツ共和国リゾート開発計画関与

以下の本拙文は、私めの哲学の一端を思うさま、川柳的に仕立てて、敢て紹介する次第です。

1 子供の頃は海軍航空士官を夢み、昭和20年の敗戦後は実業家を夢見たものです。フジテレビから与えられたニューヨーク世界博での当時としては大がかりな日本館の経営は、私の世界への夢を大きく膨らませると共に、「世界の中の日本」を常に考えさせられるようになりました。このニューヨーク世界博覧会は、日本の今日の経済大国化へ

の最初の第一歩で当時の貧乏国日本としては快挙であったように思います。—(自動車をはじめとする工業製品が、それ以降アメリカを中心として世界中に輸出され始めたのですから)—

2 昭和41年の事務所開設の頃には、すっかり「日本の世界戦略」というような事柄に関心を持ち、ロンドンの王立国際問題研究所(通称チャタムハウス)や国際戦略研究所、パリの国際関係研究所、ニューヨークの外交問題評議会など多くの機関から世界戦略を、又その重要性を教えられました。

3 ザ・フォーラムの社長時代(昭和56年～昭和62年)に入りますと、これまでのドルショック、ボンドショック、オイル・クライシス(第一次・第二次)から所謂逆オイルショックへと世界経済は二転三転し、円高・貿易摩擦は更に進み、日本は世界の袋たたきにあい始めました。そして、勉強のため実際に戦略研究所を作り、内外の多くの先生方からの御指導を戴きました。

4 ハイテク、バイオテクノロジーの技術開発向上が日本経済の将来を支える! 情報社会よ今日は!
! 工業社会よさようなら!といわれている間に、アジアNIESからの日本追い上げも急ピッチの感じで報道されるようになりました。

5 又、一方国際的「富の不均衡」は進み、累積債務国や発展途上国との問題は今や先進国の悩みの種であり、成熟工業社会の治癒し得ない病巣とまで考えられる程になりました。

この問題の解決は勿論日本の経済力を以ってしても至難ですし、日本を含む諸先進工業国も国内にも多くの問題を抱えている訳で、財政面からも対外援助には自ら限界があります。

円高の問題も、輸入促進政策を打ち出したり、過熱気味だといわれる海外投資を奨励しても多くの制約から仲々根本的解決にならならのが現状です。

6 一方、世界経済地図を考えてみると、日本やアジアNIESの台頭から環太平洋時代の到来が

社中交歓

文明史的見地からも現実のものとして考えられ、あのカール・マルクスの予言のように近代文明は地中海から大西洋沿岸諸国へ、そして今、太平洋沿岸諸国へと大きく移動し始めているかのように見えます。

7 私は、これらの背景を踏えて、脱工業化、経済のソフト化、財政再建、スマートガバメント、国際協調を基軸と捉え、ソフトな対外投資、間接輸入の促進、民活導入をテーマとして例示的に南太平洋に浮かぶ新興島嶼国「ヴァヌアツ共和国」(アメリカ映画『南太平洋』で有名なバリハイとして歌われた旧ニューヘブリーデス諸島)を多くの候補対象国の中から選んで、そこに国際的協調の下で本格的なリゾートコンプレックス(国際的複合リゾート都市)の開発に取組み始めました。

そして、この小国での小さなテストは、日本の国際的役割を高く評価されることになるでしょうし、今日的国際政治経済の諸問題の解決への糸口を提供してくれることになるものと期待しているところです。

8 この国は①地球最後の楽園と云われる程に美しい自然環境に恵まれている。②火山あり、温泉有りの83の島々はのどかで平和である。③大統領を置く共和制の民主主義国である。④人口14万人。⑤年間観光客は約15万人。⑥英語国。⑦日本語学習熱も大きい。⑧親日的。⑨キリスト教国。⑩タクシースペイン、治安が良い。⑪資金持込み、持出し自由・為替管理なし。⑫日本との距離約6500kmハワイと同じ。⑬日本との時差2時間で東半球の南太平洋地域。⑭オーストラリア・ニュージーランドにも近い。⑮その立地の重要性から世界の安全保障の面からも、米・英・仏・独・E C加盟諸国・豪・ニュージーランド・中・ソ・東欧諸国・日本を含むアジア諸国から大きく注目されている。⑯勿論国連加盟の一員。等々の特色を持っている。

地区会活動の活性化への提言

— 江東会会长の地区会長報告等 —

昭38法学卒 高森啓至

①特急列車の中で夢うつつ。今朝は夜明けと共に起床、朝モヤに煙る紅葉の大沼公園、朝日に照らされ赤く染まった駒ヶ岳、絶好のシャッターチャンスである。



さあ今日からは仕事だ。監査だ。昼頃仲間と某社の札幌支店で落ち合うことになっている。心を引締めなければと思いながらついうとうとしてしまう。仕事の出張の合い間、好きなカメラをぶらさげてブラブラ出来るのも公認会計士になったお蔭なのだろうか。

②車中ボケーしながら、色々回想しているが、今年度の江東会地区会の総会も無事に終了した。

例年は温泉地で保養と懇親、さらには研修会をも兼ねて開催しているが、63年は深川の料亭で東京会の田中会長をお招きして開催した。

また、江東会として、64年早々には新年会を兼ねて改正商法計算規則の研修会を開く予定である。

62年は我が江東会でも他の同じ下町の地区会と合同で江東公会堂に、ねむの木学園の園長である宮城まり子先生を講師にお願いして公認会計士制度40周年世界会計士会議東京大会開催を記念した大講演会を開催した。

残念だったことは、新聞等に講演会の広告を掲載してもらったり、クライアントに宣伝したりして一生懸命PRしたにも拘らず入場者数がいまい

社中交歓

ちだったことであるが、宣伝ビラを配ったりしている過程で公認会計士制度のPRには可成り役立ったのではないかと思っている。

③公認会計士制度は制度創設以来40年を経過して、今日、大きな岐路に立っている。

昭和22年3月、新しい証券取引法が敗戦後の証券市場の環境整備のため公布された。

従来の日本証券取引所法は「国家経済の適切なる運営」を図ることを目的としていたが、新証券取引法は「国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、有価証券の発行及び売買その他の取引を公正ならしめ、且つ、有価証券の流通を円滑ならしめることを目的」として立法された。

その193条の規定で「この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない」として、「法定監査」の基礎が出来たのである。

そしてこれを受けて翌昭和23年7月公認会計士法が公布され、それ迄の計理士に代わって公認会計士が誕生した訳である。

④その後は日本経済の発展と共に歩んできた訳であるが、その道程は決して平坦ではなかった。今日の監査制度の充実ぶり、大監査法人の規模等は目を見張るものがあるが、これらは一朝一夕に出来上がったものではない。先輩達のご苦労が偲ばれるところである。

書物を縁いで見ると、制度が出来たての頃の記録に「過大な費用を企業が負担しなければならない時は、監査制度の将来の育成に支障をきたす。

公認会計士は行なわれるべき監査の社会的意義を考え、一・二会社の法定監査を行うことにより、彼の経済生活の必要収入の金額を確保せんとする

が如き多額の料金を要するものであってはならない」と経団連等は主張されていたようである。今日とは隔世の感がある。

⑤現在は、この証券取引法監査の他に、商法監査（特例法に基づく資本金5億円以上、負債総額200億円以上の大会社に適用される商法監査）・学校法人：労働組合：投資育成会社：体協等々の監査等幅広く公認会計士の監査が活用されている。

然し、まだまだ地方公共団体、公益法人等に対する監査の導入、商法監査の対象範囲の拡大等々社会正義の観点からなすべき事柄が山積されているのが現状である。

そして監査制度をより権威あるものにするためには経済社会の理解が必要なことは当然であるが、制度を更にPRして社会全体へこれを浸透させると同時に、若い優秀な人材の業界への流入を促進する等、全体のレベルアップが不可欠なのである。⑥何れにしても「会計のあるところ監査あり」である。会社が自分で作った決算書は外部の公認会計士の監査を受けて始めて一人前のものと云える訳である。幸い今年の公認会計士二次試験の受験者は過去最高となったそうであるのが、うれしい傾向であり明るい材料である。

⑦列車も間もなく札幌到着である。監査が終り東京へ帰ったらすぐ大阪へ飛ばなくてはならない。中小企業の税務調査のツメである。会社の社長が税務署員と折衝していたが、話が全く進展せず暗礁に乗り上げているので行ってくれという。その後の結果は上々であったが税務業務も我々の大好きな仕事の一つである。

⑧公認会計士の仕事は監査、税務の他にMAS業務、本・雑誌等の原稿・講演の依頼等盛り沢山である。

公認会計士の活性化の結論は、公認会計士一人一人がレベルアップする事により社会的地位を向上させることではないかと悟った次第である。

社中交歓

大法人監査と内部統制組織論

— 証取監査の実務体験から —

昭38経済卒 乗田 紘一

①これまでの監査の経験から、こんなのが大法人かなという漠然とした企業を想定して、その企業の監査と内部統制組織のかかわり合いを考えて見よう。

言い替えれば、証取監査・商法監査を対象とする大規模法人、一部上場会社のどこかの産業分類で中堅以上の中に入るクラスを想定して見よう。②監査にあたって、我々はこの内部統制組織が常に完全なものでは有り得ないということ、決められた手続きがどんなに完全なものであっても、その手続き通りに、全てが実施されているという保証は、どこにもないということを承知している。

特にわが国の場合のように、権限や責任に劣らず社内の人間関係が、重視される傾向にある環境では、社内の人間関係が決められた手続きに先行する場合がある。

売上高の計上のため、倉庫部門に虚偽の出荷報告をするよう要請される場合がある。

資産の購買が、定められた手続きとは異なる手続きによって実行される場合がある。

棚卸資産の減耗が、実際とは異なる状況の下で発生したとの虚偽の報告が行われる場合がある。

このような場合は職場同士の力関係が働いているかも知れない。あるいは、社内外における人間関係、新入社員時代の人間関係が、影響している



かも知れない。

③本来このような不正・誤謬の防止は会社における、監査課、或は監査役の任務であると考えられることであり、これらの内部監査制度（監査役監査を内部監査制度と呼んでいいかは、異論があるであろうが）を含めた内部統制組織が十分有効に働いていれば、防止されるはずのものである。

公認会計士は常に内部統制組織が十分有効に働いているかどうかの評価をしなければならない。

④我々の日常の監査業務そのものが、内部統制組織の有効性の評価と、通常の監査手続きとで成り立っているといえるが、このようなインフォーマルオーガニゼイションの存在が、内部統制組織に与えている影響を考慮しながら、内部統制組織の有効性を評価しなければならない。

ところが、内部統制組織の評価は財務諸表の監査意見と異って、全体のシステムとして満足すべきものかどうかの評価は、多くの場合は意味がないのであって、どこに問題があるのかを明確にしない限り有意義な結論とはならない。

不十分な箇所を発見したとき、監査計画を変更し、それに応じた監査手続きを実施するためにも不十分な箇所を明確にしておかなくてはならない。

⑤いくつものプロフィットセンターがある大法人の場合、同一の業務について、同一の内部統制が実施されていても、プロフィットセンターの間で有効性の評価は異なるのが当然であって、多くの場合同種類の業務について、プロフィットセンターによって異なった手続きが決められる。これを比較検討した上で、各プロフィットセンターにおける内部統制の有効性の評価を行わなければならない場合がある。しかしこれを、定量的な表現で監査調書に記載することは、不可能であろう。

社中交歓

⑥企業が大規模化するにしたがい、責任と権限の委譲により多数のプロフィットセンターが設定される。ところが、責任の分化には限界があって、この限界に達すれば複合組織を採用せざるをえない。また、経営多角化のため、異業種に進出すると、市場の状況、雇用関係、労働環境の相違等から別会社にせざるを得ない。このように単純な單一企業から分割、買収、資本参加等によって複合企業群が形成される。これらの関係会社群は大別すると、生産、販売、サービスに分けることができる。このような複合組織にあっては、構成単位たる各企業は独立企業である。法律的にも、完全な独立企業として権限と、責任を持っていることになる。しかし、複合企業を組織したときは、構成単位たる関係会社全体に対して、一定の補助的サービスを提供することが望ましい場合がある。また主要なポストの人事、財務の一部等権限を委譲できないものもあるし、人事、経理関係については、統一性があることが望ましいと考えられる。

⑦複合企業の場合、生産、販売等についての関係会社は、通常中核会社のプロフィットセンターの一部に属し、この支配を受けているが、法的には、人事と、取締役会に対する影響力による支配が行われており、中核会社の内部統制組織の中に組み込まれていない。

これら関係会社の場合、小数の例外を除いて商法監査が適用されるか、或いはそれ以下の規模であり独自で内部監査制度を持っている所は少ない。一部の会社では中核会社の監査室が内部監査を行い、また中核会社の監査役が関係会社の監査役を兼ねる等して一応の内部監査体制をつくっているが、これも中核会社中心であるので関係会社に対する内部監査の密度はどうしても小さくなる。

*以下は28頁へつづく

最近海外事情・日米税務摩擦

— 海外にての監査実務体験から —

昭44経済卒 村田守弘

最近新聞紙上で、貿易摩擦に加えて税務摩擦のことが、度々議論されています。

この面で、最も最近の新聞を賑わした話題に、トヨタと日産が、米国の国税当局である米内国歳入庁（I R S）との間に、移転価格税制の適用を巡って起きた日米税務摩擦があります。

I R S側は、「両社の親会社から米現地子会社への輸出価格が高すぎるため、子会社の利益が圧縮され、米国政府に納められる税金が結果的に少なくなった。」との見解を出しました。

トヨタと日産の米現地子会社への移転価格が妥当でないために起きたことであるから、移転価格を妥当な金額に修正する必要があるとの要求を、I R Sは両社に出しました。

昭和62年11月にはI R Sは国税庁に対してもこの問題の解決のための協議を申し入れた。

その協議の結果日本で納められた法人税の960億円が、両社を通じて米国政府に納付された経緯があります。

これは日米の貿易摩擦が、税務摩擦として形を変えて現われた端的な例と言えるでしょう。

我が国企業の海外進出は、昭和60年秋頃から急増を始め、特に、この3年間は著しい増加を示しています。



社中交歓

この期間の我が国の直接投資は、電機・電子・自動車メーカーの進出に伴う関連部品産業を巻込んだ対米投資が中心となっています。

日本企業の急激な対米進出に伴い、トヨタと日産だけでなく、今後、移転価格を問題とした日米税務摩擦は、より多く発生すると予想されます。

また反対に、日本の会社が、採算割れ覚悟で米現地子会社への輸出価格を低く押された場合は、ダンピングの問題が発生します。

関連会社間での価格設定が妥当でない場合は、その価格が安くても高くとも、日本企業にとって不利な状況を作り出します。

移転価格税制を理解することは、国際税務の点から、非常に重要です。

我が国も日本企業の国際化に対応して、昭和61年に移転価格税制（租税特別措置法第66条の5）を導入しました。

現在、主要先進国（イギリス・カナダ・西ドイツ・フランス等）は日本と同様に、移転価格税制を導入しています。

これら各国の移転価格税制の原型になっているのが、米内国歳入法第482条です。

米国の移転価格税制は、1960年代を境に始まった米国企業の国際化に呼応して制定されたものです。

この税制は、関連会社間の販売価格を恣意的に設定することによって、意図的な所得の海外移転を図ることの防止を目的としたものでした。

しかし、米国企業の国際化と共に生まれた移転価格税制も、現在は変革の時期にきています。

関連会社間取引において、当該会社間の販売価格に重点をおく現行の規定では、目に見える物の移転価格のみならず、目に見えない知的所有権の移転価格に対処できないとの批判が生まれてきました。

この批判に応える形で、米国財務省は、昭和63年10月19日に、関連会社間・移転価格に関する調査結果を白書として出しました。

この白書をもとに、現行の規定は改正される予定です。

ここで白書の内容を詳細に議論するだけ紙面に余裕がありませんが、関連会社間取引がもたらす当該会社間の利益率に重点をおく方向で、現行の規定を強力化することは間違ひありません。

日本の移転価格税制の原型になっている米国での規定の変更は、必然的に日本の規定をも変更させることでしょう。

移転価格税制の分野では、米国の税の改正が波及的に他国の税制改正に結びつく点に特徴があります。

しかし、ここで注意すべき点は、その波及的効果が相互補充的なものではないということです。

例えば、IRSが日本の親会社から米現地子会社への移転価格が高すぎるとして、移転価格を下げる方向で修正した場合、当該子会社の所得は増加し、追加法人税の支払いが発生します。

日米それぞれ別個の課税客体となっている現実のもとでは、IRSによる移転価格の修正を、日本の税務当局は自動的に受け入れる必要はありません。

このことは、企業グループでみた場合、同一の所得に対して日米両国で課税されることがありうることを意味しています。

税務摩擦の引き起こす最大の問題は、日米での二重課税にあります。

二重課税を避けるには、日本及び米国の税務当局を、共に納得させる合理的根拠と、それを立証する文書を整備する必要があります。

移転価格の修正は、常に多額の現金支出を伴う可能性があります。

負担する金額の重要性を考えると、企業の国際税務戦略の第一歩は、合理的移転価格の設定にあるといつても過言でないでしょう。

注・筆者は監査法人朝日新和会計社員

公認会計士三田会の有資格者の現況(昭和63年10月末)

昭22経済卒 西野清



I 公認会計士・会計士補の全国版・現況

(1) 公認会計士・有資格者数(63.10.31現在)

試験別	合格者数	死去数等	現在数
① 3次試験	7,411	456	6,955
② 特別試験	1,042	460	582
③ 特別試験	1,204	363	841
合計	9,657	1,279	8,378

(2) 会計士補・有資格者数

① 2次試験合格者総数	9,855
② 2次→3次合格者外	7,685
③ 2次試験合格者現在数	2,170

(3) 日本公認会計士協会・登録者数

① 公認会計士・有資格者総数	9,657
死去・未登録者数等(-)	1,417
公認会計士・登録者現在数	8,240
② 会計士補・有資格者現在数	2,170
死去・未登録者数等	158
会計士補・登録者現在数	2,029
(内)協会入会・準会員数	1,846
③ 監査法人・登録現在数	97
監査法人内・公認会計士総数	3,736

II 慶應義塾出身者数・増加推移の現況

(1) 慶應義塾出身・協会会員、準会員内訳表

資格別	全国数	慶應義塾出身数	%
・公認会計士会員数	8,240	791	9.6%
・会計士補・準会員数	1,846	289	15.7%
合計	10,086	1,080	10.7%

(2) 慶應義塾出身者数・増加の新記録続行

①昭和63年度において、公認会計士は別表の如く新たに55名(62年度は40名)が合格。また会

- 計士補は新たに68名(昨年と同数)が合格。
②公認会計士登録の総累計は822名に達し、会計士補の登録数の301名を加算すると、両者の登録記録数は1,123名で、1,000の大台を突破した。この内、死亡等による抹消数が累計数で公認会計士31名、会計士補12名。
・上記により現存の公認会計士は791名、会計士補289名。合計数で1,080名が登録されている。
③昭和63年度、第二次試験合格者数の68名(別表VII)の内、46名が入会して準会員。未入会の22名を加えた68名が協会の実務補習所へ新たに入所した実績により、別表記載の如く、慶應義塾出身者が、入所者数等に於て他大学を抑え、増加数で14年連続トップの座を独占し続けている。これ正に輝かしい塾として誇るべき大記録であり、力強き限りである。
④昭和62年11月より昭和63年10月末迄に協会に入会した準会員の総数64名の内訳として、63年合格者46名、62年合格者15名、この結果、準会員としての登録者数は289名となっている。
⑤上記期間内の死亡等・登録抹消会員5名。

公認会計士……福島富士一郎(645), 阿波慶(2210), 小島仁治(4661), 伊木徹(5462)
会計士補……落合浩太郎(7295)

III 慶應義塾出身・公認会計士数・年次別一覧表

種別 年次	公認会計士			会計士補			合計数		
	慶應出身者数	全国会員総数	同全体比	慶應出身者数	全国会員総数	同全体比	慶應出身者数	全国会員総数	同全体比
52 / 8月	258	5,385	4.8%	240	2,210	10.8%	498	7,595	6.6%
53 / 12月	311	5,544	6.6%	250	2,319	10.8%	561	7,863	7.1%
54 / 9月	331	5,672	5.8%	285	2,234	12.7%	616	7,906	7.7%
55 / 6月	360	5,854	6.2%	284	2,294	12.4%	644	8,148	7.9%
56 / 10月	451	6,429	7.0%	262	1,905	13.8%	713	8,334	8.6%
57 / 10月	532	6,974	7.6%	232	1,591	14.6%	764	8,565	8.9%
58 / 10月	583	7,286	8.0%	222	1,527	14.5%	805	8,813	9.1%
59 / 10月	624	7,486	8.4%	246	1,539	15.9%	870	9,025	9.6%
60 / 10月	667	7,706	8.7%	234	1,394	16.7%	901	9,100	9.9%
61 / 10月	704	7,904	8.9%	262	1,561	16.8%	966	9,465	10.2%
62 / 10月	740	8,064	9.2%	277	1,713	16.2%	1,017	9,777	10.4%
63 / 10月	791	8,240	9.6%	289	1,846	15.7%	1,080	10,086	10.7%

(注) 63/10月末現在、本表の外に、25名の会計士補有資格者がいます。

IV 慶大出身・公認会計士・昭和63年度登録・新人55名一覧表(自 昭和62.11・至 昭和63.10)

氏名	学部卒	登録番号	氏名	学部卒	登録番号	氏名	学部卒	登録番号
①関口 弘和	55経	9394	②0福田 晴夫	57経	9493	⑨長田 浩司	52法	9572
②神尾 忠彦	58商	9407	②0歳田 修	57経	9498	④0松下 幸民	59経	9584
③石尾 肇	58経	9409	②0鈴木 勝廣	53商	9500	④0安藤 信文	58商	9587
④杉本 基	60経	9410	③0南久松宏光	50経	9505	②0寺崎 紀文	58商	9614
⑤木間 久幸	60商	9424	②0湯浅 信好	54経	9510	③0村松 淳旨	58経	9618
⑥星野 祐一	54商	9429	②0植松 則行	58経	9512	④0和田 朝喜	56商	9619
⑦久保嶋 仁	58経	9439	②0芳賀 保男	41商	9514	⑤0松嶋 敏	59経	9621
⑧森田 高弘	57経	9440	②0市川 義人	57経	9516	⑥0西賀 啓力	56経	9631
⑨世良 敏昭	58商	9457	②0東 哲也	55商	9519	⑦0篠原 真	57法	9632
⑩佐藤 尚弘	58経	9462	②0荒川 進	58商	9520	⑧0英 公一	57経	9636
⑪古田 清和	55経	9465	②0斎藤 淳	57商	9523	⑨0久保田 昭	57経	9638
⑫沼田 徹	53文	9470	③0門馬まこと	58経	9525	⑩0北基 充信	48経	9639
⑬片山 裕之	55商	9471	③0藤沢 亨	50経	9530	⑪0押野 正徳	57商	9652
⑭森井 宏和	60経	9473	③0佐藤 孝夫	52経	9533	⑫0大木 一昭	56商	9653
⑮中村 厚	60経	9476	③0小島 義康	53経	9542	⑬0大野 功	61経	9661
⑯古杉 裕亮	60経	9480	③0関川 正	61経	9544	⑭0田丸 完治	62商	9532
⑰宮川 和也	59経	9481	③0荻野 博司	48商	9561	⑮0三宅 雅之	57商	9655
⑱加藤 久幸	57経	9487	③0吉村 孝郎	59経	9563			
⑲態木 幸雄	60商	9488	③0小谷 清	60商	9566			
						(計)	55名	

(注) (○, ⊖は大学院卒)

V 第二次試験合格者・出身校別・一覧表(慶大14年連続首位達成)

会計士補・実務補修所入所数等・年度別調べ(57年度迄は東京実務補習所入社数)

年次	順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	(注) (昭和63年度実績・大阪市立大9、京大7、東京経済大7、神戸大6、創価大6)
① 昭和48年度	慶大42	早大30	明大18	中大16	一橋11	東大9	日大8	法大5	横浜2	立大1		
② 昭和49年度	中大65	慶大61	早大42	明大25	東大10	一橋8	横浜8	法大7	立大5	—		
③ 昭和50年度	慶大32	早大22	中大16	明大16	東大9	日大6	法大5	一橋3	—	—		
④ 昭和51年度	慶大50	早大44	中大29	明大28	一橋14	日大8	法大6	横浜6	立大6	東大5		
⑤ 昭和52年度	慶大45	早大44	明大30	早大26	一橋13	日大7	東大6	法大6	立大6	横浜5		
⑥ 昭和53年度	慶大39	早大37	中大34	明大13	一橋6	法大6	東大5	横浜5	立大3	日大2		
⑦ 昭和54年度	慶大36	早大29	中大23	明大14	一橋9	法大8	東大5	横浜5	立大5	日大5		
⑧ 昭和55年度	慶大30	早大30	中大27	明大17	一橋9	横浜8	法大5	東大3	立大3	—		
⑨ 昭和56年度	慶大26	早大24	中大20	明大13	一橋10	横浜7	東大6	法大6	日大3	立大2		
⑩ 昭和57年度	慶大26	早大18	明大16	横浜14	中大11	一橋8	東大5	法大4	立大4	日大1		
⑪ 昭和58年度	慶大39	早大34	中大20	明大19	横浜9	法大8	一橋8	東大5	立大5	日大2		
⑫ 昭和59年度	慶大54	早大40	中大27	明大20	一橋12	横浜11	東大8	法大6	日大6	立大3		
⑬ 昭和60年度	慶大53	早大36	中大21	明大19	一橋13	法大12	横浜10	日大9	東大9	立大2		
⑭ 昭和61年度	慶大63	早大56	中大40	明大28	一橋12	横浜12	東大14	法大13	日大14	立大4		
⑮ 昭和62年度	慶大68	早大49	中大36	明大27	一橋15	横浜15	東大13	法大7	日大7	立大5		
⑯ 昭和63年度	慶大68	早大45	中大38	明大23	一橋18	東大13	法大13	横浜10	日大6	立大2		
(計)	慶大732	早大547	中大482	明大326	一橋169	横浜127	東大125	法大117	日大84	立大56		

VI 慶應義塾出身・公認会計士・登録順一覧表(登録総数822名・抹消31名・現在数791名)

登録番号	五〇一五〇一五〇〇	一〇一五〇一五〇	一五〇一五〇	二〇一五〇一五〇	二五〇一五〇	三〇〇一五〇	三五〇一五〇	四〇〇一四五〇	四五〇一五〇	五〇〇一五	五五〇一六〇	六〇〇一六〇	六五〇一六〇	七〇〇一七	七五〇一七	八〇〇一八〇	八五〇一八五	九〇〇一九五	九五〇一九六	(計)
登録数	三	一〇	一四	一四	一八	二〇	三	八	二九	三四	五三	六	七	六〇	七〇	七〇	六八	八五	八〇	八三
抹消	六	四	一	一	三	二	二	二	一	一	三	〇	一	一	一	一	〇	一	〇	三
累計数	七	二三	二六	三九	五四	七二	八二	八八	一二六	一四九	一九九	一六〇	三八八	四五七	四五七	五六四	六八	七五八	七九一	七九一

VII 慶大出身・昭和63年度会計士補・有資格者・新人68名一覧表(自 昭和 62. 11・至 昭和 63. 10)

氏名	学部卒	登録番号	氏名	学部卒	登録番号	氏名	学部卒	登録番号
①桃木 秀一	62商	8634	②清水 一身	62経	8753	④松山 譲二	50経	協会未入会
②陸田 雅彦	63経	8635	②佐藤 誠	63法	8765	⑩所司原一郎	52法	"
③大井 崇資	63商	8647	②山田 美典	62経	8767	⑨栗田 尚宣	57経	"
④宇梶 正人	60商	8653	②池上 英嗣	59商	8773	⑩田崎 昇	57経	"
⑤坂本 一朗	58商	8662	②小見門 恵	63経	8774	⑥蓮見 知孝	57商	"
⑥和田 昭博	51商	8669	②西川 浩司	55経	8779	②山辺 幸久	58工	"
⑦村田 裕文	59商	8674	③大石 一人	59商	8781	③平野 育	58経	"
⑧飯畠 史朗	63商	8676	③岸田 マリ	61経	8785	④栗原 由武	60経	"
⑨矢賀 雅彦	58商	8697	③壽藤 聰	62経	8803	⑤古関 耕造	61経	"
⑩小松 聰	64商	8698	③太田 達也	56経	8805	⑥北沢 元宏	61商	"
⑪中島 努	63商	8699	④中谷 喜彦	63経	8822	⑦本木 昌裕	62経	"
⑫庄司 基晴	56経	8700	⑤相澤 範忠	63経	8823	⑧露木 正人	62商	"
⑬小林 正俊	64経	8701	⑥鴨谷 嘉一	58商	8824	⑨高橋 幸顔	62法	"
⑭迫本 栄二	56法	8705	⑦金子 裕美	62経	8842	⑩早川 和志	62理	"
⑮松澤 英雄	63商	8710	⑧長谷部泰三	64経	8843	⑪鈴木 悟	63経	"
⑯萩原 壽治	58経	8712	⑨石垣 敦朗	63商	8855	⑫上坂 善幸	63経	"
⑰藤川裕紀子	63法	8716	⑩宮井 敏臣	62経	8856	⑬原科 博文	63商	"
⑱森 賢史	63商	8727	⑪上原 隆	64経	8857	⑭牧野 宏司	64経	"
⑲定留 尚之	63商	8729	⑫加藤健一郎	64経	8858	⑮伊藤 達也	64商	"
⑳富岡 有子	57文	8731	⑬来田弘一郎	54商	8870	⑯佃 利之	65経	"
㉑金丸 由美	64経	8733	⑭平田 聰	64商	8893	㉗伊東 千春	65商	"
㉒若林 正和	60理	8742	㉓河合聰一郎	62商	8894	㉘後藤 和代	66商	"
㉓木村 聰	52経	8744	㉔二階堂博文	61商	8897	(計)	68名	

(注) (・印12名は現在は在校生, ○印は大学院卒)

VIII 慶大出身・協会入会準会員・新人18名一覧表(自 昭和62.11・至 昭和 63.10)

氏名	学部卒	登録番号	氏名	学部卒	登録番号	氏名	学部卒	登録番号
①大塚 祥史	61経	8527	⑦今村 博隆	57商	8594	⑬池亀 均	64経	8820
②関根 敬子	60商	8533	⑧中江 圭児	63経	8597	⑭金子 秀嗣	64経	8867
③尾立 源幸	62経	8534	⑨森 俊明	64商	8598	⑮桜井 紀彰	62商	8536
④関本 明	53経	8538	⑩松澤 博昭	64経	8617	⑯澤田 富夫	53法	8605
⑤前原 啓二	60商	8540	⑪森山 武芳	61経	8650	⑰松田 健二	62商	8626
⑥橋本 宗男	39経	8551	⑫植村 文雄	64経	8812	⑱塚田 一誠	63商	8859

(注) 準会員は63年合格の前表46名を加えて総計で64名の増加。本表①～⑯までの15人は62年合格者。

義塾の近況

—昭和63年—



広報課長 田辺久夫

はじめに

21世紀が目曉の間に迫った今日、来るべき新世紀の社会が、国際化・情報化の進展とともにますます流動化、複雑化の度を深めるであろうことは間違いない、慶應義塾としてもそれに対応して研究・教育の充実を図るべく、さまざまな計画を進めていることは、前号でご紹介したところである。

ここでは、それらの諸計画のその後の進展状況を中心に記すとともに、公認会計士三田会会員各位のご理解とご協力をお願ひいたしたい。

1. 藤沢キャンパス新学部の開設

藤沢キャンパスの開発と新学部の設立準備は順調に進み、取得した約313,000平方メートルの校地の開発に必要な許認可の事前手続きはすべて完了し、現在、埋蔵文化財の調査が第1期工事部分を中心に進められている。

また、開設を予定している「総合政策学部」と「環境情報学部」については、カリキュラム案と専任教員組織の編成が進み、1988年7月末日に、「大学設置認可申請書・寄付行為変更認可申請書」(一次申請)を文部省に提出した。

2. 慶應義塾ニューヨーク学院(高等部)の開設

1990年9月の開校を目指して設立準備中のニューヨーク学院(高等部)は、ニューヨーク州ハリソン市に校地を取得し、現在建築計画が進められ

ている。

また、同学院に派遣する教育スタッフ11名が本塾諸学校教諭の中から選ばれ、校長予定者である本塾大学産業研究所の二瓶恭光教授を中心とした教育内容・教育方法・学事運営システム等に関して検討を行っている。

この学院は、文部大臣指定の高等学校課程を有する在学教育施設指定校で男女共学、生徒は通学生と寄宿生であるが、近い将来、グレイド9(中学第3学年)を加え、米国ニューヨーク州の高等学校(アッパー・スクール)卒業資格も同時に取得できる4年制の学校に発展させる予定で、募集生徒数は1学年120名(4クラス)で、全生徒は360名、主として海外在留邦人子女を対象とする。

授業は、基本的にはバイリンガルで行うが、このような教育方法を通じて、単に言葉の上だけではなく、文化面でも世界的視野に立ったものの見方、考え方方が養成され、将来国際社会で活躍する人材が、輩出するものと期待される。

3. 理工学部創立50年記念の事業計画

昭和14年に藤原工業大学として設立された本塾大学理工学部は、1989年に創立50年目を迎えるが、その記念事業として、大学院に新たに、1989年4月から「計算機科学」「物質化学」「生体医工学」の三専攻を設置することになった。

また、今後の研究活動の中心となる「総合科学研究センター」棟の建設も、1989年2月の完成を目指して、現在進行中である。

4. 看護短期大学1期生の入学

本塾初の短大である看護短期大学1期生の入学式は、昭和63年4月3日、日吉記念館において本塾大学学部入学式と一緒に行われた。昭和63年度募集人員100名に対し志願者総数460名、入学許可者総数141名、入学者108名であった。

この看護短大の開校により、日進月歩といわれる現代医療に対応する高度な看護教育が、一段と進むことになる。

5. 施設の充実について

前述した理工学部や看護短期大学等の諸施設の他に、現在下記の施設が、日吉地区を中心に建設中であり、中には既に完成したものもある。

- ①大学院経営管理研究科新棟 88年8月完成
- ②日吉課外活動棟（仮称）89年3月完成予定
- ③スポーツ医学研究室棟89年2月下旬完成予定

6. おわりに

本塾体育会各部は、それぞれの分野で活躍しているが、野球部は、春・秋両シーズンとも2位となった。しかし、春のシーズンでは商学部3年生大森剛君が打率5割、本塁打6本、打点16で史上6人目、本塾大学では3人目の三冠王を獲得した。また秋のシーズンではエースの法律学科4年生志村亮君が塾員で巨人軍監督の藤田元司君と同じリーグ記録13位、本塾大学では昭和初期の名選手宮武三郎の39勝に次ぐ通算31勝を挙げるとともに、5試合連続完封、53イニング連続無失点の二つのリーグ記録を達成した。

また、この夏、山食（旧学生ホール）の猪熊弦一郎画伯による二面の大壁画「デモクラシー」の修復が行われ、昔日の色彩を取り戻した。この壁画の下で若き日を過ごされた会員も大勢おられるであろう。一度三田山上に足を運ばれることをおすすめしたい。

（追）

'88慶應義塾連合三田会大会は11月6日（旧）に、日吉記念館にて開催された。

「青春 FOREVER！」

「丘の上誕生60年そしてNEW YORKへ」を掲げて、

88年大会実行委員長は吉原政雄（昭和23経）が更に33, 43, 53年の塾員が実行委員を分担された。

当日の福引き賞の賞品5本の自動車5台は

① フォルクスワーゲン・ゴルフ	1台
② 日産 サニー	1台
③ マツダ・ファミリア	1台
④ いすゞ ジェミニ	1台
⑤ スバル・レオーネマイア 4WD	1台

地域会特報

地域会・兵庫会副会長の体験

— 協会理事3期・会務近況報告 —



昭41経済卒 井 堂 信 純

私が塾を卒業した昭和41年は、かなりの就職難で、大学院を目指していた私は就職戦線に乗り遅れてしまい、仕方なくT自動車㈱に入社し、大型トラクターの販売という仕事に就きました。しかし、情熱を持たずに入社した者にとって会社というものは余計に厳しく、私は数ヶ月後、失意のうちに退職し、郷里の神戸に戻りました。

神戸では親戚の会計事務所に居候をしながら簿記会計の勉強を始め、まず小手調べにと受験した税理士試験の簿記論と財務諸表論に合格したのに勢いを得て、約10ヶ月後に再び上京し、本格的に公認会計士試験を目指すことにしました。

現在のような第2次試験の為の専門学校が無い頃でしたので中央大学の経理研究所や早稲田大学のC P A研究会で情報を得て勉強をしたものでした。昭和44年夏に2回目の受験で首尾よくパスした私は會田先生のご紹介を得て、塾の大先輩の田中芳治先生が昭和43年に設立された監査法人大手町会計事務所に入所し、監査のイロハを徹底的に叩き込まれました。その頃、銀座の歌舞伎座の隣にあった東京実務補習所では、授業を抜け出て秘密の通路から歌舞伎座に入り込み、歌舞伎を楽しんだことが今となっては懐かしい思い出となっています。

会計士補の生活にも馴れ、仕事も順調にこなしていた昭和45年の暮れに、私は突然体調を崩し、医者に胃潰瘍と診断され、3ヶ月間の静養を命じられ、郷里の両親とも相談の結果、昭和46年の4月に私は再び神戸に戻ることにしました。

昭和48年の第3次試験に合格した私は、昭和49年4月には開業登録を済ませ、6月には神戸市の中心街に小さな事務所を借りて、男女各1名のスタッフを雇い入れ、待望の公認会計士事務所のスタートを切りました。

体調もすっかり回復し、公認会計士としての業務も順調に推移し、多少の余裕も出てきた昭和50年

の4月に本公認会計士協会兵庫会の役員選挙があり、幹事が定員に満たないからどうかとのお誘いを受けたので、文字通り最年少(32才)、しかも公認会計士になりたての地域会の役員が誕生することになりました。しかし、私は、職業専門家は年齢などには関係なく、とにかく積極的に会務に参画すべきであり、それがひいては自分自身の繁栄にもつながるものであるという信念を持っていましたので、若輩の役員ながらも与えられた仕事はすべてに責任をもって対処し、役員会でも活発に発言を致しました。今から振り返ると随分と生意気だったのではないかと、ちょっぴり反省もあります。

幹事を3期6年経験した私は、昭和56年の兵庫県副会長選挙に立候補し、地域会の活性化と公認会計士の社会的地位の向上を目指すことを公約に掲げ、当選致しました。

しかし、同年の本部理事選挙には先輩諸氏の力に及ばず次点となり、涙を飲みました。

2年後の昭和58年本部理事選挙に無事当選を果し現在3期6年目の本部理事を務めています。

兵庫会の副会長の方も事情により留任を続け、現在4期8年目を迎えております。昭和61年8月に神戸で開催された第8回研究大会には兵庫会の総括責任者として陣頭指揮をとり500名を超える

参加者を得て同研究大会を成功裡に運営することが出来たのは、忘れられない体験がありました。

32才で役員となった私も、本年で47才となり、決して若いとは言えない年輩となりました。現時点で顧みれば私が会務に積極的に参加することが職業専門家としての自らを高めるものであるという信念は間違ってはいなかったと思います。

今後共一層会務に励み、ひいては公認会計士制度が発展することを願って頑張ろうと思っている。

編集後記

◇昭和64年は日本公認会計士協会役員改選の年に当り、塾出身の村山徳五郎(30経)現協会会长は任期満了により、退任されることになるが、会長任期中の昭和62年10月11日から5日間「高度情報化社会における会計人の役割」という統一テーマの下、第13回世界会計士会議東京大会を開催、5,000人強が出席し、盛会裡に終了されたが、この間における村山会長の活躍に深く敬意を表したい。

◇昭和63年は、9月19日「天皇陛下吐血」の報が公表され連日にわたって、体温・脈拍・血圧・呼吸数の数値と、輸血・下血の有無が報道されていた。

◇昭和63年は、公認会計士制度創設40年に当るが国会では税制改革の一環として売上税法案に代り消費税法案が年末ぎりぎりまで集中審議された。

◇所謂第3次商法改正は、更に一年先送りされその法案の国会提出が昭和65年以降になるとされているが、今後共、その動きに着目する必要があろう。◇商学部會田義雄教授は、昭和64年3月定年退職されることになったが、塾員公認会計士として、先生の今日迄のご指導に対し改めて御礼申し上げ、先生のご健勝とご多幸を衷心より祈念致したい。

◇昭和63年は、大手監査法人の合併が一段落した年でもあり、業界情報の一環としてビッグエイトの執筆につき西谷先生を煩はしお世話になった。

本紙13号は、1989年1月20日の総会配布を目標にその取纏めに当ったので、執筆者各位に年末を控え、ご多忙の折大変ご協力を戴いたことにつき茲に紙上を借りて厚く御礼を申し上げたい。

(後記・西野 清)

参考資料

別表 ビッグ・エイト資料 The Big 8 in 1987

	'87 収入 (million \$)	パートナー数 (人)	パートナー 1人当たり収入 (1000\$)	事務所数	S E C CLIENTS (社)	スタッフ (従業員)数 (人)	パートナー スタッフ比率 (人)	収入構成 監/税/MS (%)	参考1 インターナシ ョナル収入 (million \$)	参考2 日本との 国際
AA	1,513	1,270	1,198	81	1,680	20,120	16.2	47/21/32	2,315	英和・AA
PM	1,458	1,827	781	137	1,983	14,600	9.6	56/26/18	3,250	港・KPMG
EW	1,038	1,240	835.5	119	1,284	12,568	9.9	58/22/20	1,778	太田・昭和
CL	964	1,110	868.5	99	1,265	13,409	11.7	61/21/18	1,998	中央新光
PW	845	805	1,050	112	1,379	10,937	14.5	60.5/22.4/17.1	1,804	青山・PW
AY	738	799	923.7	93	1,003	9,296	11	59/26/15	1,702	朝日・新和
DHS	701	817	858	111	2,335	9,249	10.9	66/22/12	1,500	三田・DHS
TR	683	773	883.6	84	816	8,272	9	55/23/22	1,450	サンワ等松 青木

(Accounting Report March 15, 1988 から)

※19頁よりつづく

子会社、関連会社を含めた企業グループ全体に対する、内部統制組織の手法の確率が、理論的にも、実務的にも必要であると考えるがいかがであろう。

注・筆者は監査法人不二会計事務所代表社員

公認会計士三田会会報（第13号）

昭和53年1月1日創刊（毎年1回1月発行）
1989年1月20日発行

編集発行人 〒194 東京都町田市本町田 3450-161
西野 清
発行所 〒194 東京都町田市本町田 3450-161
公認会計士 西野 清事務所気付
電話 0427-22-8821
公認会計士 三田会
印刷所 〒104 東京都中央区渋谷3丁目14番12号
電話 03-551-2991
有限会社 岡田印刷所

振替口座 三井銀行・霞ヶ関支店
(普通) 149-4022583

塾出身の公認会計士・会計士補の有資格者は
全員が協力し合って、公認会計士三田会の会
員となるよう、左記迄に入会申込を願います。